

市・都民税 所得税

申告準備はお早めに

2月から市・都民税、所得税の申告受け付けが始まります。期間・会場などは「広報あきしま」2月1日号でお知らせします。

◎**税理士による小規模納税者などのための無料申告相談会**

作成した申告書は当日提出できますので、申告書作成に必要な源泉徴収票、印鑑、国民年金保険料・寄附金などの支払いを証明する書類、生命保険料控除証明書などをお持ちください。還付申告の場合は、還付金の振り込み先の口座が分かるものもお持ちください。なお、車でのお持ちは「遠慮ください」。

◇日時 2月5日(木)～13日(金)の午前9時15分～午後0時30分(受け付けは午前11時まで)、午後1時30分～4時(受け付けは午後3時30分まで)

※土・日曜日、祝日を除きます。 ※混雑時には、早めに受け付けを締め切ることがあります。

◇場所 市役所市民ホール

◇対象

*年金受給者の方で、公的年金等の収入金額が40万円を超える方、公的年金の雑所得以外の所得金額が20万円を超える方
*年末調整をしていない給与所得者の方 など

※高額所得者や相談内容が複雑な方は、各自で税理士にご相談いただくか(有料)、税務署の作成会場をご利用ください。

◇内容 所得税申告書の書き方及び所得税・事業税などの申告相談(譲渡・贈与・相続関係の相談を除く)

※申告書を提出するだけの場合は受け付けられません。直接立川税務署へ提出してください。

◎申告書の作成・提出会場

所得税(復興特別所得税)・贈与税・個人消費税の申告書の作成・提出会場を設置します。

来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

◇期間 2月2日(月)～3月16日(月)の午前9時～午後5時

(受け付けは午前8時30分から)

※土・日曜日、祝日を除きます。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は開設します。

※混雑時には、早めに受け付けを締め切ることがあります。

◇場所 立川地方合同庁舎(立川市緑町4-2)

◎所得税の還付について

給与所得などのある方で、平成26年中に次のような理由で源泉徴収額が過納となっている場合は、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

*住宅ローンなどを借り入れて住宅を取得した

*多額の医療費を支払った

*寄附金・義援金を支払った

*年の途中で退職した

*26年分の所得が公的年金等に係る雑所得のみで源泉徴収されている など

◎郵送での提出はこちらへ

◇宛先 〒190-8565 立川税務署

※申告書の「控」も記入してください。

※宛先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

◎申告書の作成に活用を

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って入力すれば、自動計算により、申告書な

どを作成できます。印刷した申告書はそのまま税務署に提出できます。

☆詳しくは、立川税務署 ☎1181へ。

523

平成27年度市・都民税の改正点

◎住宅ローン控除の延長・拡充

個人住民税の住宅ローン控除について、対象となる居住開始年月日が下の表のとおり改正されます。

◎上場株式などの所得に係る軽減税率の廃止

上場株式などの譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率(所得税7%+住民税3%)の特例措置が廃止され、20%(所得税15%+住民税5%)の税率となります。

☆詳しくは、市民税係へ。

▼個人住民税の住宅ローン控除の対象

居住開始年月日	控除額
平成26年1月1日～3月31日	所得税の課税総所得金額等の5%/上限9万7500円
平成26年4月1日～29年12月31日	所得税の課税総所得金額等の7%/上限13万6500円(※)

※住宅を取得する際の消費税率が5%の場合は、控除額も所得税の課税総所得金額等の5%(上限9万7500円)で算出されます。

調査にご協力を



次のとおり調査を行いますので、ご協力をお願いします。

◎工業統計調査

経済産業省が、工業の実態を明らかにするために実施するものです。

1月中に、調査員証を携帯した調査員が製造業の事業所を訪問します。

◎2015年農林業センサス

農林水産省が、農林業の実態を明らかにするために実施するものです。

1月中に、調査員証を携帯した調査員が農林業を行う世帯などを訪問します。

☆詳しくは、企画政策室へ。